

くらしの法律 シリーズ ③

老後の はなし

後見編



Kyoto Law Office

ともに考え、ともに歩む

京都法律事務所

TEL **075-256-1881**

FAX 075-231-8506

成年後見制度—それは老後の財産や権利を守る仕組みです。高齢者を狙う悪徳業者や振り込み詐欺から身を守るために、信頼できる人に老後の財産を託すために…後見制度のおはなしを始めましょう。

京都法律事務所だより 93 2014年7月

「遠方のお母さんの 財産が心配」 …Aさんの相談

Q 私の母は遠方に住んでいるのですが、最近、物忘れかな？と思うことが多くなりました。

私は仕事があって母の様子をなかなか見に行くことができていないのですが、気がつかない間に母の判断能力が衰えて財産を浪費していたり悪徳な訪問販売にひっかからないか心配です。

母の財産を守るにはどうしたらよいのか教えてください。



A こんな制度が使えます

◆法定後見制度

判断能力が不十分な方の財産の管理や、医療、介護、住宅など身の回りのことに関する契約を行います。

◆任意後見制度

判断能力が不十分になる前に信頼できる人に対して、判断能力低下後の財産管理や身のまわりのことに関する契約事務を依頼しておく制度です。

◆財産管理契約・任意代理契約

判断能力が十分ある間から、信頼できる人に財産の管理などを任せられます。

★まずはお母さんの判断能力からチェック！！

現在、お母さんに判断能力がほとんどなくなっていて、全面的な財産管理が必要

→ 法定後見制度
3ページへ

今は元気だからよいが、将来判断能力が不十分になった時に信頼できる人に財産の管理を任せたい

→ 任意後見制度
6ページへ

判断能力のある間から、ある程度財産管理などを支援してほしい

→ 財産管理契約
任意代理契約
7ページへ

※後見制度を利用するには「精神上的障害により」判断能力を喪失したり、判断能力が低下していることが必要です。精神上的障害がない場合には地域の福祉サービスなど、他の支援を考える必要があります。

法定後見制度

(法律による後見制度) って何?

法定後見制度とは…

精神上の障害により、本人の判断能力が不十分となったときに、本人を法的に支援するための制度です。本人の支援の内容としては、本人の判断能力の状況に合わせて、後見・保佐・補助の3つの類型があります。

判断能力をチェックするには…

成年後見制度を利用できるかどうかは判断能力の有無・程度によって決まります。診断書を取得する前に簡易に判断能力の程度をチェックする方法のひとつとして、右のものが利用されています。

改訂長谷川式簡易知能評価スケール

*一部を抜粋

- ①お年はいくつですか(2歳の誤差までは正解)
正解：1点/不正解0点
- ②私たちがいまいるところはどこですか?
(自発的に出れば2点、5秒おいて、家ですか? 病院ですか? 施設ですか?のなかから正しい選択をすれば1点)
- ③これから言う3つの言葉を言ってみてください。あとでまた聞きますのでよく覚えておいてください。
a)桜 b)猫 c)電車
- ④私がこれから言う数字を逆から言ってください。
6-8-2、3-5-2-9
各逆唱が成功したら各1点
- ⑤知っている野菜の名前を10個言ってください。
(0~5=0点、6~1点、7=2点、8=3点、9=10点、10=5点)
- ⑥先ほど覚えてもらった言葉をもう一度言ってみてください。
(自発的に回答があれば各2点、もし回答がない場合以下のヒントを与え正解であれば1点)
ヒント：a)植物 b)動物 c)乗り物

※詳しくはwebサイトを参照

改訂長谷川式簡易知能評価スケール

検索

	後見	保佐	補助
制度の対象となる方の判断能力	全くない	著しく不十分	不十分
主な仕事	<ul style="list-style-type: none"> 本人の財産管理全般について代理権があり、本人が行った契約などを取り消すことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 重要な財産の管理に関する行為を本人が行う場合に同意をし、または同意なくされた契約等を取り消すことができる。 家庭裁判所の審判で定められた内容について本人を代理することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 補助人が同意・取消権を与えられた事項を本人が行う場合に、同意をし、または同意なくされた契約等を取り消すことができる。 家庭裁判所の審判により本人を代理することができる点は保佐人と同じ。
申立についての本人の同意	不要	不要	必要

法定後見制度を利用すると どうなるの？

成年後見人の仕事

～判断能力のない方を全面的にサポートします～

身上に関する事務

- 本人が住居を確保し、適切な医療や介護を受けるための契約を締結し、環境を整える（施設の入退所の契約、介護、教育、リハビリに関する契約など）

財産に関する事務

- 本人の財産の調査、目録の作成
- 財産の管理、財産に関する法律行為の代理（預貯金の管理、通帳の解約、遺産分割協議など）

成年後見人に与えられる権限

成年後見人は判断能力が全くない本人に代わって、財産を管理したり様々な契約を行い、本人が日常生活に困らないように活動する義務があります。したがって、成年後見人には財産管理全般についての代理権、取消権が認められます。



保佐人の仕事

～著しく判断能力が不十分な本人が不利益を被らないようにサポートします～

保佐人（補助人も同様）の仕事としてあらかじめ定められた事務はなく、一定の権限が与えられます。

保佐人に与えられる権限

• 同意権、取消権

本人は判断能力が著しく不十分なので、財産管理を任せることは危険です。預貯金の払戻し、他人の債務の保証人になること、不動産の処分など重要な法律行為を行う場合には、本人は保佐人の同意を得なければなりません。

保佐人の同意が必要であるのに、保佐人の同意を得ずに行った行為については、保佐人は取り消すことができます。

• 代理権

保佐人は家庭裁判所の審判で定められた内容について本人を代理します。

ただし、本人の意思を可能な限り尊重する趣旨から、保佐人に代理権を与えるには、本人の同意が必要です。

補助人の仕事

～判断能力が不十分な点を部分的に補います～

補助人に与えられる権限

●同意権、取消権

補助制度を利用する本人は、判断能力が不十分であるものの、まだかなり判断能力を有していますので、補助人の同意が必要な行為を個別に申立て、家庭裁判所の審判を経て補助人に同意権が発生します。

本人が補助人の同意なく行った行為について、補助人が取り消すことができる点は保佐人と同様です。

●代理権

保佐人と同様に、本人の同意を得て代理権付与の申立てをすることができます。

法定後見制度を利用するためには どんな手続きが必要？

●家庭裁判所への申立て

代表的な申立権者は、本人、配偶者、4親等内の親族です。



申立書などの必要書類を提出。



●審問・調査・鑑定

後見人候補者から裁判所が事情を聞いたり、本人の判断能力について調べたりします。



●家庭裁判所の審判

家庭裁判所が成年後見人を選任します。

※ 申立から後見人選任までは2～3カ月間必要です。

費用はどれくらいかかるの？

代表的な費用は以下のものです。

- 申立手数料…800円
※ 保佐人・補助人の代理権付与の申立てには別途800円
- 登記手数料…2600円
- 連絡用切手代など
※ 鑑定が必要な場合、別途10万円程度が必要になります。



任意後見制度

(契約による後見制度) って何？

任意後見制度とは…

契約を締結する能力のある間に、将来に備えて、後見内容と任意後見受任者を契約で定めておく制度です。

任意後見制度を利用するのはどんな時？

次のような場合には、任意後見制度の利用が考えられます。

- ①財産の管理を任せたい人がいる場合
- ②一人暮らしで身寄りがないとき
- ③アルツハイマー病など除々に進行する病気にかかったとき
- ④万が一失敗するかもしれない危険な手術に備えて



任意後見制度を利用するとどうなるの？

任意後見人は任意後見契約で定められた内容について本人のために代理権を行使します。

※任意後見契約では任意後見人に同意権や取消権は与えられません。したがって、本人が財産を浪費したり悪徳商法の被害に遭う可能性がある場合には、法定後見の申立てをする必要があります。

任意後見契約をしておけば、任意後見人が法定後見を申し立てることができます。

任意後見制度を利用するためにはどんな手続きが必要？

●公正証書の作成

任意後見の契約書は、本人と任意後見受任者が一緒に公証人役場に出向いて公正証書の形で作成します。



●登記

任意後見受任者が誰であるかなど、任意後見契約の内容を登記します。



●任意後見受任者は、本人の判断能力が低下してきたときには、家庭裁判所に対して、任意

後見監督人（任意後見人の仕事をチェックする人）の選任を申し立てます。

※任意後見監督人選任の申立権は本人、配偶者、4親等内の親族、任意後見人受任者にあります。



●任意後見監督人が選任されたときから任意後見が始まります。

費用はどれくらいかかるの？

公正証書作成の基本手数料…11000円
 法務局への登記嘱託手数料… 1400円
 法務局に納付する印紙代…… 2600円
 書留郵便代など
 任意後見人への報酬

Q&A

Q 後見人に対する報酬はどれくらいですか？



A 家庭裁判所が公開している目安によると、法定後見人が通常程度の後見事務を行った場合の報酬は、月額2万円程度とされています。

任意後見の場合は契約によって報酬額を定めることになります。

任意後見契約のバリエーション

任意後見契約は財産管理契約などと組み合わせて利用すると、より一層効果的です。

財産管理契約

判断能力が十分な間に、信頼できる人に財産の管理を委託する契約。契約書を取り交わせば成立し、任意後見契約のように、公正証書を作成したり登記をする必要はありません。

任意代理契約

財産管理契約と同様、判断能力が十分な間に、財産管理だけでなく身のまわりのことに関する契約事務も委任する契約。

組み合わせも可能

任意後見契約と同時に財産管理契約を締結し、判断能力が十分な間は財産管理契約によって財産の管理を行い、判断能力が衰えてきたら任意後見契約に移行させるなど、複数の制度を組み合わせることもできます。





Kyoto Law Office

ともに考え、ともに歩む

京都法律事務所

〒604-0981 京都市中京区御幸町通丸太町下ル御幸町ビル5階
TEL 075-256-1881 FAX 075-231-8506
<http://www.kyotolaw.jp/>

お電話で
ご予約 **075-256-1881**

ご相談
平日 10:00~19:00
土曜 10:00~15:00
(第2土曜を除く)

受付
平日 9:00~19:00
土曜 9:00~15:00
(第2土曜を除く)

ホームページから 24時間受付

<http://www.kyotolaw.jp/>

ご相談申込フォームからお申込ください。当日もしくは翌開所日に、折り返しお電話にてご連絡いたします。



- 地下鉄烏丸線：「丸太町」で下車、①③⑤⑦番出口、徒歩10分
 - 京阪鴨東線：「神宮丸太町」から徒歩10分
- ◎お車でのご越しの場合は、ビル地階の駐車場をご利用ください

☀️ 法テラス の制度も利用できます。



携帯サイトへのアクセスは左のQRコードをご利用ください。
<http://www.kyotolaw.jp/m/>

キ リ ト リ

お知り合いに法律問題で困っている方がおられましたら、このカードをお渡しください

ご紹介カード

このカードをご持参の方は、初回相談を無料とさせていただきます

相談者のお名前

電話

紹介者のお名前

電話

当事務所とのつながり(団体名など)

※必ず事前にご予約ください